

岩手県告示第543号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市津志田から岩手郡雫石町橋場地内まで
- （2） 公共測量を実施する期間 令和8年7月22日から同年12月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 二戸郡一戸町中山字西火行地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和8年8月17日から同年12月28日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量及び車載写真レーザ測量